

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年8月25日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第5号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市立京都堀川音楽高等学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立京都工学院高等学校	全日制	プロジェクト工学科	3	年	5	年
		フロンティア理数科				

別表第2 京都市立京都堀川音楽高等学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立京都工学院高等学校	第1学期	4月1日から8月27日まで
	第2学期	8月28日から12月31日まで
	第3学期	翌年1月1日から3月31日まで

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部新工業高校開設準備室)